

仙台市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱

(令和元年8月19日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市水道事業給水条例（昭和34年仙台市条例第1号。以下「給水条例」という。）第12条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定事業者の責務)

第2条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生労働省令第45号）、給水条例、仙台市水道事業給水条例施行規程（昭和34年仙台市水道局規程第1号）その他の法令及びこれらに基づく仙台市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第3条 法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
2 指定事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては代表者及び役員の氏名
- (2) 本市給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第8条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び免状の交付番号
- (3) 事業の範囲
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

3 申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

(指定の基準)

第4条 事業管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第8条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条 法第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
- 5 事業管理者は指定更新の申請時に、指定事業者から指定給水装置工事業事業者指定更新時確認書（様式第3号）により次に掲げる事項について確認をするものとする。

- (1) 指定事業者の講習会受講実績
- (2) 指定事業者の業務内容
- (3) 主任技術者等の研修受講実績
- (4) 給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

(5) 前4号について、仙台市水道局ホームページ等への内容の公表の可否

(手数料の徴収)

第6条 事業管理者は、指定及び指定の更新を行うときは給水条例第34条第3号及び、同項第4号に規定する手数料を徴収するものとする。

(指定給水装置工事事業者指定証等の交付)

第7条 事業管理者は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定事業者に仙台市指定給水装置工事事業者指定証（以下「指定証」という。）（様式第4号）を交付する。

2 指定事業者は、指定証を汚損し、又は紛失したときは仙台市指定給水装置工事事業者指定証明申請書（様式第5号）により、指定の証明を求めることができる。

3 事業管理者は、前項の指定証明申請に適切な理由があるときは、速やかに指定事業者に仙台市指定給水装置工事事業者指定証明書（様式第6号）を交付する。

4 事業管理者は、第5条第1項の更新を認めるときは、速やかに指定事業者に仙台市指定給水装置工事事業者更新証明書（様式第7号）を交付する。

(主任技術者の選任)

第8条 指定事業者は、法第16条の2第1項の指定を受けた日から二週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。

2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

3 指定事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

4 指定事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8号）により、遅滞なくその旨を事業管理者に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第9条 指定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称、所在地又は連絡先

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の名

- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から三十日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号により第3条第3号アからカまでのいずれかにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- (3) 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から十日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第10号）を事業管理者に提出しなければならない。

(指定証の返納等)

- 第10条 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第11条第1項の指定の取り消しを受けたときは、指定証を事業管理者に返納するものとする。
- 2 指定事業者は、事業の休止を届け出たとき又は事業管理者により指定の効力を停止されたときは、指定証を事業管理者に提出するものとする。
- 3 事業管理者は、前項の指定事業者が、事業の開始を届け出たとき、又は第11条第1項の指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

(指定の取消及び停止)

- 第11条 事業管理者は、法第25条の11第1項の規定により指定の取り消し及び停止をすることができる。
- 2 指定の取り消し及び停止について必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(指定事業者の指定の更新に関する経過措置)

- 2 指定事業者の指定を受けた日が2014（平成26）年9月30日以前の場合にあつては、指定の有効期間は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 法第16条の2第1項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年

- (2) 指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間である
場合 2 年
- (3) 指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間である
場合 3 年
- (4) 指定を受けた日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間である
場合 4 年
- (5) 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日から令和 元 年 9 月 30 日までの間である
場合 5 年

附 則

(実施時期)

- 1 この改正は、令和 3 年 3 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行の際現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。